

告 示

埼玉県告示第二百七十五号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局関東道路メンテナンスセンターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局関東道路メンテナンスセンター

二 作業種類

公共測量（基準点測量、地上レーザ測量、 LiDAR 写真測量）

三 作業地域

埼玉県秩父市阿保地区

四 作業期間

令和三年二月八日から令和三年六月三十日まで